

藤井寺市柏原市学校給食組合の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 27 年 9 月 10 日  
条 例 第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、藤井寺市柏原市学校給食組合の教育長（以下「組合教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 組合教育長の職務に専念する義務の免除については、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年藤井寺市条例第6号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。